

令和七年六月

第三百二十二回定例会提出議案

青森県議会

番号	件名	摘要
議案第一号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得することができ的部分休業について当該時間等を定め、及び一日につき二時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業に係る承認の要件等を改めるものである。
議案第二号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	警察職員に係る災害応急警備等手当の支給限度額を引き上げるものである。 (担当課 人事課)

議 案 番 号	議 案 番 号	件 名	摘 要
第 三 号 案	第 四 号 案	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	選挙長等の報酬の額を引き上げるものである。
	青森県県税条例等の一部を改正する条例案		（担当課 人事課） （担当課 税務課） 地方税法の改正に伴い個人の県民税について特定親族特別控除を行う等の改正を行うものである。

番 号	第 五 号 案	第 六 号 案	第 七 号 案
件 名	青森県産業廃棄物 税条例の一部を改 正する条例案	青森県青少年健全 育成条例の一部を 改正する条例案	青森県民生委員の 定数を定める条例 の一部を改正する 条例案
摘 要	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律の改正に伴う 所要の整理を行うものである。	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律の改 正に伴う所要の整理を行うものである。	弘前市及び外ヶ浜町の区域に係る民生委員 の定数を改めるものである。
	(担当課 税務課)	(担当課 県民活躍推進課)	(担当課 健康医療福祉政策課)

議 案 第 九 号	議 案 第 八 号	番 号
青森県企業職員の 給与の種類及び基 準に関する条例の 一部を改正する条 例案	青森県営土地改 良事業分担金等徴 収条例の一部を改 正する条例案	件 名
職員が小学校就学の始期に達するまでの子 を養育するため一日の勤務時間の全部につい て承認を受けて勤務しない場合には減額して 給与を支給することとするものである。	土地改良法施行令の改正に伴う所要の整理 を行うものである。	摘 要
(担当課 病院局運営部)	(担当課 農村整備課)	

番 号	議 案 第 十 号	議 案 第 十 一 号
件 名	青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案	青森県収用委員会の委員及び予備委員の任命の件
摘 要	県議会議員及び知事の選挙における候補者のビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものである。	（担当課 選挙管理委員会） 青森県収用委員会の委員七人のうち三人及び予備委員二人のうち一人の任期が令和七年八月七日をもって満了するので、後任の委員及び予備委員の任命について同意を得るものである。 （担当課 監理課）

番 号	第 報 一 号 告	第 報 二 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告及び承認を 求めるの件（青森 県県税条例の一部 を改正する条例）	専決処分した事項 の報告及び承認を 求めるの件（青森 県県税の特別措置 に関する条例の一 部を改正する条 例）
摘 要	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和七年三月三十一日公布され、その一部については、同年四月一日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。 （令和七年三月三十一日専決処分） （担当課 税務課）	離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和七年三月三十一日公布され、同令により半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正が行われ、同年四月一日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。 （令和七年三月三十一日専決処分） （担当課 税務課）

番 号	第 報 三 号 告	第 報 四 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	平成二十九年九月二十八日及び令和二年一月十日青森県立さわらび療育福祉センターにおいて発生した処遇事故によって個人Aが負傷したことにより生じた損害についてジェイアールグループ健康保険組合が健康保険法第百十条第一項の規定による家族療養費の支給及び同法第百十五条第一項の規定による高額療養費の支給を行ったことにより、同法第五十七条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同組合に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。 損害賠償額 百八十一万三千八十六円 （令和七年四月一日専決処分） （担当課 障がい福祉課）	1 和解の相手方 八戸市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年一月九日八戸市南郷大字中野字大久保山中一五の三地先の国道において、当該国道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金八千七百八十五円を支払う。 （令和七年四月十二日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	第 報 五 号 告	第 報 六 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 弘前市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年一月十八日弘前市大字三和字川合二〇九の三地内の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金一万七千七百二十七円を支払う。 （令和七年四月十四日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 三沢市春日台二丁目一五二の四〇九株式会社エイベック 2 和解の内容 県は、令和七年一月二十八日上北郡東北町字滝沢平二の八九二地内の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって株式会社エイベック所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同株式会社に対して金五千二百九十円を支払う。 （令和七年四月二十五日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	第 報 七 号 告	第 報 八 号 告	第 報 九 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 三戸郡新郷村在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年二月八日三戸郡新郷村大字戸来字馬場谷地五四の六地先の国道において、当該国道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金二万三千五百四十円を支払う。 （令和七年四月二十八日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年十二月五日東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻七地先の県道において、当該県道上の落石に接触したことによって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金三万三千八百九十一円を支払う。 （令和七年四月三十日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 八戸市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和七年一月六日八戸市豊洲二の四地内の臨港道路において、当該臨港道路の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金二万二千円を支払う。 （令和七年五月十四日専決処分） （担当課 港湾空港課）

番 号	報 告 第 十 号	報 告 第 十 一 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘	1 和解の相手方 青森市大字安田字若松六〇 2 和解の内容 東北カッター株式会社 県は、令和六年十二月二十六日黒石市富士見一二三地内において県有自動車の運行による事故によって東北カッター株式会社所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同株式会社に対して金二十八万三千六十三円を支払う。 （令和七年五月十五日専決処分）	1 和解の相手方 平川市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年十二月二十八日青森市浪岡大字五本松字平野五六の四地内の国道において県道からの落雪による事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二十二万四千八百十八円を支払う。 （令和七年五月十五日専決処分） （担当課 道路課）
	（担当課 資源循環推進課）	

番 号	報 告 第 十 二 号	報 告 第 十 三 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年一月二十一日上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付一〇七の一地先の国道において、当該国道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車損傷したことにより生じた損害の賠償金として、個人Aに対して金一万三千四百七十五円を支払う。 （令和七年五月十九日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 南津軽郡藤崎町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年二月二十一日弘前市大字中別所字電四九の二地先の市道において県有自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車損傷したことにより生じた損害の賠償金として、個人Aに対して金三千三百円を支払う。 （令和七年五月二十二日専決処分） （担当課 保健衛生課）

番 号	報 告 第十四号	報 告 第十五号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 五所川原市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年二月十九日弘前市大字緑ケ丘一丁目九の一地内において県有自動車の運行による事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金八万三千五十円を支払う。 （令和七年五月二十七日専決処分）	1 和解の相手方 東京都新宿区西新宿三丁目十九の二 東日本電信電話株式会社 2 和解の内容 県は、令和五年八月一日八戸市大字新井田字松山中野場四の二地先の道路において県有自動車の運行による事故によって東日本電信電話株式会社所有の電柱が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同株式会社に対して金二十六万六千四百五十八円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 農林水産政策課）

番 号	報 告 第 十 六 号	報 告 第 十 七 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 むつ市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年十二月十二日むつ市大字 奥内字中道二七の三地内において県が使用 する自動車の運行による事故によって個人 A 所有の自動車が損傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同人に対して金二 十一万四千七百円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 農林水産政策課）	1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人 A 2 和解の内容 青森市青柳一丁目一六の七六 ウッドホープ株式会社 和解の内容 ウッドホープ株式会社は、令和六年十二 月二十四日青森市大字野沢字川部七九の二 六八地内の県道において県有自動車の運行 及び個人 A が運転し、同株式会社が所有す る自動車（以下「本件自動車」という。） の運行による事故によって本件自動車及び 県有自動車が損傷したことにより生じた損 害の賠償金として、県に対して金六千九百 二十三円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 監理課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 八 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年一月二十二日上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付一〇七の一地先の国道において、当該国道の穴ぼこに起因する事故によつて個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金四万六千三百八十円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 道路課）
報 告 第 十 九 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 十和田市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年一月二十五日上北郡東北町大字大浦字外久根四七五地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金三万七千円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第二十号	報 告 第二十一号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 上北郡東北町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年一月二十五日上北郡東北町大字大浦字外久根四七五地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金十五万七千三百三十五円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分）	1 和解の相手方 八戸市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和七年三月七日三戸郡五戸町大字上市川字明神平四四の一四地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によつて個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に對して金四千百円を支払う。 （令和七年六月六日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第 二 十 二 号	報 告 第 二 十 三 号
件 名	令和六年度青森県 一般会計繰越明許 費繰越計算書の報 告の件	令和六年度青森県 一般会計繰越費繰 越計算書の報告の 件
摘 要	地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規 定に基づき報告するものである。	地方自治法施行令第四百四十五條第一項の規 定に基づき、令和六年度青森県一般会計予算 の繰越費のうち、令和七年度へ繰り越したも のについて報告するものである。
	(担当課 財政課)	(担当課 財政課)

番 号	報 告 第 二 十 四 号	報 告 第 二 十 五 号
件 名	令和六年度青森県 一般会計事故繰越 し繰越計算書の報 告の件	令和六年度青森県 港湾整備事業特別 会計繰越明許費繰 越計算書の報告の 件
摘 要	地方自治法施行令第五十条第三項の規定 に基づき報告するものである。	地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規 定に基づき報告するものである。 (担当課 財政課)
		(担当課 財政課)

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 六 号	令和六年度青森県 鉄道施設事業特別 会計繰越明許費繰 越計算書の報告の 件	地方自治法施行令第四百四十六條第二項の規 定に基づき報告するものである。
報 告 第 二 十 七 号	令和六年度青森県 病院事業会計予算 繰越しの報告の件	地方公営企業法第二十六條第三項の規定に 基づき報告するものである。
報 告 第 二 十 八 号	令和六年度青森県 下水道事業会計予 算繰越しの報告の 件	地方公営企業法第二十六條第三項の規定に 基づき報告するものである。
		(担当課 都市計画課)

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 三 十 号	令和六年度青森県 工業用水道事業会 計継続費繰越しの 報告の件	地方公営企業法施行令第十八条の二第一項 の規定に基づき報告するものである。
報 告 第 三 十 号	令和六年度青森県 病院事業会計継続 費繰越しの報告の 件	地方公営企業法施行令第十八条の二第一項 の規定に基づき報告するものである。
		(担当課 病院局運営部)